

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年7月9日

新庄市監査委員 大場 隆 司

新庄市監査委員 石川 正 志

記

- 1. 監査対象 上下水道課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和3年5月6日から令和3年5月26日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措 置 の 内 容
工事関係等の契約に係る書類において、適切な事務処理が行われていない。	契約に係る書類について、例規等に基づき適正な事務処理を行うよう指導し、工事監督職員の指定についても、工事施工回議書決裁後速やかに指定するよう、再度確認しました。この度の指摘をうけ、業務執行チェック表を作成し、適切な事務処理に努めていきます。